

富士見市プレミアム付電子商品券事業参加店募集要項

1. 目的

この要項は、富士見市プレミアム付電子商品券（以下「商品券」という。）の取扱いを定めることにより、商品券発行事業の不正を防止するとともに、市内における消費を喚起・下支えし、市内経済と商業を活性化すること、併せてキャッシュレス決済の普及を目的とする。

2. 実施主体

商品券発行事業の実施主体は富士見市商工会とする。ただし、商品券販売管理・運営は委託先である（株）エイチ・アイ・エスが行うものとする。

3. 実施期間

本事業の実施期間は、令和6年6月10日(月)から令和7年1月31日(金)までとする。

4. 発行総額

商品券の発行総額は、4億9,400万円とする。

5. 商品券の種類

商品券はスマートフォンアプリ（コモニー）を活用した電子商品券とし、1セット13,000円（共通券5,000円、専用券8,000円）とする。

6. 販売額及び配布額

商品券の販売は1セット10,000円とし、購入限度額は3セットとする。ただし、再販売についてはこの限りではない。

7. 販売方法等

- (1) スマートフォンアプリ上で申込・抽選結果発表・購入手続きを行う。
- (2) 申込受付期間 令和6年8月20日(火)から令和6年9月10日(火)まで
- (3) 抽選及び結果通知 令和6年9月17日(火)
- (4) 購入期間 令和6年9月17日(火) から令和6年9月30日(月)まで

8. 販売期限において販売総数に達しない場合には、再販売を行うことができる。

9. 利用期間

商品券の利用期間は、令和6年9月17日(火)から令和7年1月31日(金)までとし、使用期間を経過した商品券は無効とする。

10. 商品券の購入対象者

商品券の購入対象者は富士見市民とする。ただし、再販売についてはこの限りではない。

11. 利用可能事業所

商品券を利用できる事業所（以下、「参加店」という）は、「15. 参加店の登録手続き」により登録をした事業所とする。

12. 使用制限

次に掲げる物品の販売、貸付、サービスの提供は、商品券等の利用対象外とする。

- (1) 換金性・投機性の高いもの(例：商品券・図書券・切手などの金券、電子マネーへのチャージ、土地・家屋などの不動産、有価証券等、宝くじ)
- (2) 国や地方公共団体等への支払い(例：税、公共料金)
- (3) 消費の拡大につながらないもの(例：手数料、賃貸料)
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係るもの(例：麻雀、パチンコ、性風俗関連特殊営業等)
- (5) 定価制のもの(例：たばこ)
- (6) 事業の趣旨にそぐわないと判断できるもの(例：宗教活動に関わるもの、事業活動に伴い発生した支払い)

13. 参加店の登録資格

参加店は、原則として富士見市商工会会員とする。

14. 参加店の募集

参加店の募集の周知方法は、市広報誌及び専用WEBサイト、または商工会によるものとする。

15. 参加店の登録手続き

- (1) 参加を希望する事業所は、参加店申込書の提出もしくはWEB申込をした上で、商工会長の承認を得るものとする。
- (2) 前号の申請を行うことができる期間は、令和6年6月10日(月)から令和6年9月30日(月)までとする。
- (3) 参加店として承認した事業者には参加店QRコードのほか、事業実施に係る用品を交付する。

16. 換金期間及び方法

商品券利用期間中、令和6年9月から令和7年1月までの各月15日及び月末日の2回を締め日とし、15日集計分は同月末、月末集計分は翌月15日(土日祝日の場合は前営業日)に事前に登録された金融機関口座に振り込みを行うものとする。なお、振込に係る手数料の負担は無いものとする。

17. 参加店の責務

参加店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品券利用期間中は商品券による物品の販売、サービスの提供を行うこと。
ただし、商品券残高を超える額の物品の販売、サービスの提供については可能な限り、商品券とその他の支払い方法の併用に努めるものとする。
- (2) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、物品の販売、サービスの提供を拒否するとともに、速やかに商工会に申し出ること。
- (3) 商工会及び市が本事業に関して調査等を行うときには、報告等の協力をすること。
- (4) 約款に定める規則及び商工会からの指示を遵守すること。

18. 参加店資格の喪失等

この要項に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、参加店の登録取り消し、及び損害金の申し受け等を行うことがある。

19. 決済等

商品券による決済は、参加店の責任において行うものとし、誤決済等における損害については、商工会は一切の責任を負わない。

20. 届け出事項の変更

参加店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。

問合せ

商品券事業発行委託先

(株) エイチ・アイ・エス

住 所：埼玉県さいたま市大宮区下町1丁目51

電話番号：050-1706-0423

FAX 番号：048-782-6373

メールアドレス：fujimicoupon-jimukyoku@his-world.com